

第2 生活支援第1・2グループから

I 生活支援第1グループ

1 移動支援事業について

1 変更点

(1) 報酬改定による委託料の変更

令和3年4月1日より令和3年度障害福祉サービス等報酬改定が行われます。

委託料の単価については、居宅介護の通院等介助を準用していることから、令和3年4月1日以降のサービスに対する算定については、改定後の単位数を適用していただくこととなります。

報酬改定の詳細については厚生労働省 HP の「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をご確認ください。

(2) 報告書類等の提出先の変更

書類の審査及び支払事務は各区社会福祉課で行っております。事務の迅速化及び書類の紛失防止のため、令和3年4月利用分より、書類の提出先は、**各区役所社会福祉課**のみといたします。

つきましては、受給者の支給決定区ごとに書類をまとめ、該当の区社会福祉課までご提出をお願いいたします。

(3) 要綱改正における様式等の変更

令和3年4月1日に移動支援事業実施要綱の改正を予定しております。詳細は、決定次第、メールにてご案内させていただきますのでご確認をお願いいたします。

2 その他

(1) 提出期限の厳守

実績報告等の書類は必ず、**毎月10日（10日が閉庁日は翌開庁日）**の提出期限を厳守ください。

(2) 契約内容の変更等の報告

契約締結後、契約内容等に変更が生じた場合は、都度、速やかにご報告をお願いいたします。

担 当：生活支援第1グループ 矢崎、門野
連絡先：457-2864（内線 2864）

2 障害者施設通所支援事業について

1 目的

親の高齢化や親なき後を見据え、障がいのある人の地域生活への移行が必要となっており、日中活動の場となる訓練施設への通所利用を促進し、自立を支援する必要があります。

このため、訓練施設に通所している障がいのある人へ交通費の一部を助成し、自立した地域生活移行を支援するものです。

2 対象者

- (1) 市内に住所を有する人で、身体障害者手帳5級、6級、療育手帳B2、B3、精神障害者保健福祉手帳3級のいずれかを所持している人。
- (2) バス・タクシー券等の交付を受けた人、通所事業所より通勤手当が支給される人、自宅との送迎を受けている人、生活保護費で通所の移送費が支給されている人は対象外。

3 助成額

年間上限 7,000円

4 通所方法

電車・バス ※タクシーは対象外

5 対象サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B、地域活動支援センター

6 該当する事業所へのお願い

(1) 案内

- ・対象に該当する施設利用者への案内

(2) 証明等

- ・申請書、通所証明等の様式への記入
- ・通所確認台帳で日々の通所状況の確認

(3) 申請等

- ・申請は年2回（前期：9月30日～10月15日、後期：3月31日～4月15日）
- ・委任状による代理申請も可能であるため、対象者が代理申請を希望された際の対応
- ・申請書等は対象者が居住する区社会福祉課へ提出

担 当：生活支援第1グループ 矢崎、鈴木（健）
連絡先：457-2864（内線 2864）

3 日中一時支援事業について

1 変更点

(1) 報告書類等の提出先の変更

書類の審査及び支払事務は各区社会福祉課で行っております。事務の迅速化及び書類の紛失防止のため、令和3年4月利用分より、書類の提出先は、各区役所社会福祉課のみといたします。

つきましては、受給者の支給決定区ごとに書類をまとめ、該当の区社会福祉課までご提出をお願いいたします。

(2) 要綱改正における様式等の変更

令和3年4月1日に日中一時支援事業実施要綱の改正を予定しております。詳細は、決定次第、メールにてご案内させていただきますのでご確認をお願いいたします。

2 その他

(1) 提出期限の厳守

実績報告等の書類は必ず、毎月10日（10日が閉庁日は翌開庁日）の提出期限を厳守ください。

(2) 契約内容の変更等の報告

契約締結後、契約内容等に変更が生じた場合は、都度、速やかにご報告をお願いいたします。

担 当：生活支援第1グループ 矢崎、門野
連絡先：457-2864（内線2864）

第2 生活支援第1・2グループから

Ⅱ 生活支援第2グループ

1 医療的ケア児者への 災害時支援について

浜松市障害保健福祉課
生活支援第2グループ
TEL：457-2863

医療的ケア児者への災害時支援

医療的ケア児者の支援内容には個別性があり、災害対応にもそれぞれの状況に応じた個別の支援計画が必要となります。

特に人工呼吸器や在宅酸素等の命に直結する医療的ケアに関しては電源確保等の配慮が必要なことから、安否確認の方法や災害時にどのような行動を取るかを事前に確認し、一人一人の状況に合わせた計画を作成していく必要があります。

浜松市医療的ケア児等全数把握調査

随時、新規ケースの把握を行っております。
ケースを把握した際は市への情報提供について対象となる方へお声掛けをお願いします。
※計画相談支援事業所にはチラシや情報提供書兼同意書を配布予定です。

【目的】

医療的ケア児等への支援体制整備、**災害時支援**

【対象者】

浜松市在住で在宅で生活しており、下記①～⑨のいずれかの医療的ケアを受けている方

- ①人工呼吸器管理 ②在宅酸素療法 ③人工透析 ④在宅中心静脈栄養
- ⑤気管切開 ⑥痰吸引 ⑦導尿 ⑧経管栄養（経鼻、胃ろうを含む）
- ⑨インシュリン注射

【把握人数】 ※令和3年2月1日現在

0歳～64歳まで 611人

医療的ケア児者の災害時個別支援計画の作成を行っていきます

対象者	障害福祉サービスを利用しており 下記①か②の医療的ケアを受けている方 又は両方の医療的ケアを受けている方 ①人工呼吸器24時間使用 ②在宅酸素24時間使用
作成者	相談支援専門員
対応	サービス等利用計画作成時、災害時を含めた緊急時の対応について、当事者や家族と共に状況の確認を行う。必要時、個別支援会議を開催。

【参考】R3.2.1現在
計画相談の関わりがある
人工呼吸器、在宅酸素常時
使用者59人

災害時個別支援計画作成にあたり支援機関へお願いしたいこと

【想定される支援機関】

医療的ケア児者に対応している

児童発達支援、放課後等デイサービス、生活介護

①安否確認対応への協力

安否確認機関調整の際は、ご協力をお願いします。

②個別支援会議への出席

個別支援会議への出席を依頼することがあります。

**2 やむを得ない事由による措置と
特例介護給付費等の
取扱いについて**

浜松市役所 障害保健福祉課

生活支援第2グループ

053-457-2863

1. 支給決定による給付

ア 基本的な考え方

支給申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害程度区分または障害の種類及び程度、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者又は障害児の保護者の介護給付費等の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、支給の要否を決定します。

支給申請受付及び支給決定は、原則として、申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村もしくは区が行います。

参考

障害者総合支援法第19条第2項
障害者総合支援法第22条第1項

イ 支給決定の流れ

通常の手続きの流れは、以下のとおりです。

- ① 申請
- ② サービス等利用計画書の提出依頼
- ③ 障害支援区分認定調査
※サービス利用意向の聴取含む
- ④ 医師意見書
- ⑤ 一次判定(コンピュータ)
- ⑥ 二次判定(市町村審査会)
- ⑦ 障害程度区分の認定
- ⑧ サービス利用計画書の提出
- ⑨ 支給決定



原則は、支給決定されてからサービスを利用しますが、緊急やむを得ない事情でサービスを利用したい時、支給決定によらない給付を要することがあります。

参考

事務処理要領
第2-1-4の図(一部修正)

2. やむを得ない事由による措置(以下、措置)

ア 概要

緊急やむを得ない事由で契約によるサービス利用が難しい者に、公費によるサービスの利用を認めることを措置と言います。

参考

身体障害者福祉法第18条第1・2項
知的障害者福祉法第15条の4第1項
第16条第1項第2号
児童福祉法第21条の6

イ 対象

対象になるかどうかの考え方は、以下のとおりです。

<p>① 契約・申請に必要な 行為能力がない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法律行為を単独で有効に行えない ・未成年者 <hr/> <p>退院可能となったが、行為能力はなく自宅にも戻れない →一時的に短期入所を利用したい</p>
<p>② 虐待等から 保護が必要 (障害者虐待)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・危険が及ぶ前に迅速に入所を進める必要がある ・契約を結ぶことで情報が漏れ、本人に危険が及んでしまう <注意> 虐待＝措置ではない。利用契約可能なら契約してもらい、後述する特例介護給付等で対応する。 <hr/> <p>虐待から保護したが、虐待者から逃れるために本人の意思に関わらず遠方の施設に身を移す必要がある →一時的に短期入所を利用したい</p>
<p>③ その他福祉事務所 長が認める</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①と②に関わらず福祉事務所の判断で措置可能 ・制度の濫用を招かないよう厳正に審査する <注意> 「本人に収入や資産がない」は理由にならない。

※「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」にサービスに関する措置の文言はありませんが、
当市では、精神障害者についても他の障害種別と同様の取扱いとします。



参考

浜松市障害福祉サービス等に係るやむを得ない事由による措置実施要綱 (H28.10.1~)



参考

浜松市障害者虐待対応マニュアル (H24.10.1~)

ウ 措置から支給決定の流れ

10/10
措置
決定

支給決定に向けて

翌月末までの支給決定に向けて、後見人制度の利用等を進める。1日に措置決定していたら当月中に支給決定できるよう努める。

11/1
措置費
請求

措置費・利用者負担

事業所は最低の報酬単価で計算し、自治体へ請求。また、自治体は利用者負担額を本人もしくは扶養義務者から徴収。

11/30
支給
決定

12/1
利用
開始

1/1
国保連
請求

12月中
措置費
請求

措置費の再計算

支給決定により区分が決定したら、10/10まで遡って区分を適用し、措置費を再計算。10月の再計算分（差額分）と11月分を合わせて請求。また、自治体は利用者負担額を本人もしくは扶養義務者から徴収。

遡及する期間中に容態が急変して、通常の実給決定であれば区分変更が適用されそうな場合でも、支給決定時の区分を全期間に適用すること。

※支給決定が下りなければ遡及適用不要



参考

厚労省「やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて」

エ 里親に委託されている児童へのサービス

里親に委託されている児童にサービスの必要性が生じた場合は、措置によりサービス費用が支給されます。

障害児サービスのみならず、者みなしの認定を受けることによって重度訪問介護や訓練系サービスを利用することも可能です。

なお、利用者負担額の支払は免除されます(共同生活援助は除く)。

障害サービス①

居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所は措置によって費用を支弁します。利用者負担は免除されます。

児童養護施設に入所中の児童は原則利用不可です。

障害サービス②

重度訪問介護、自立訓練、就労系サービスは、者みなしの認定を受けることで利用可能となり、措置によって費用を支弁します。

利用者負担は免除されます。

児童養護施設入所中の児童(延長した20歳未満の者も含む)が就労移行、就労A、Bを利用したい場合でも措置費で支弁します。

共同生活援助

共同生活援助は、里親委託が停止された後に支給決定を通して費用が支弁されます。

利用者負担は1割もしくは負担上限額までとなります。

児通所支援

児童発達支援、放課後等デイサービスなどは措置によって費用を支弁します。

利用者負担は免除されます。

参考

厚生省「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」

3. 特例介護給付費等

ア 概要

支給決定者が、支給申請をした日から当該支給決定の効力が生じる日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により障害福祉サービス等を受けた時に、支給決定前のサービス費用（実費分と利用者負担額を除く）を特例介護給付費等として支弁します。

参考

事務処理要領
第4-1-1-(1)

イ 緊急その他やむを得ない理由

要件 申請者の 状況の 変化 (①or②)	① 申請者の容態の変化により、ただちにサービスを利用しなければならない。
	② 申請者を介護していた者が傷病等により介護できなくなってしまった。
	③ その他やむを得ない理由があると福祉事務所長が認めた場合
支給決定 の見込	要件ではありませんが、支給決定の見込みが高いかどうか確認してください。 ※支給決定が下りなければ利用者が10割負担します。

ウ 当市の取扱い

原則は、支給決定前のサービス費用を利用者が一旦10割負担し、特例介護給付にて償還払います。

当市では、利用者の経済状況を踏まえた特例として、利用者の10割負担（実費と通常の利用者負担を除く）を求めず、代理受領により、サービス提供事業所へ直接支払うことができる取扱いとします。

参考

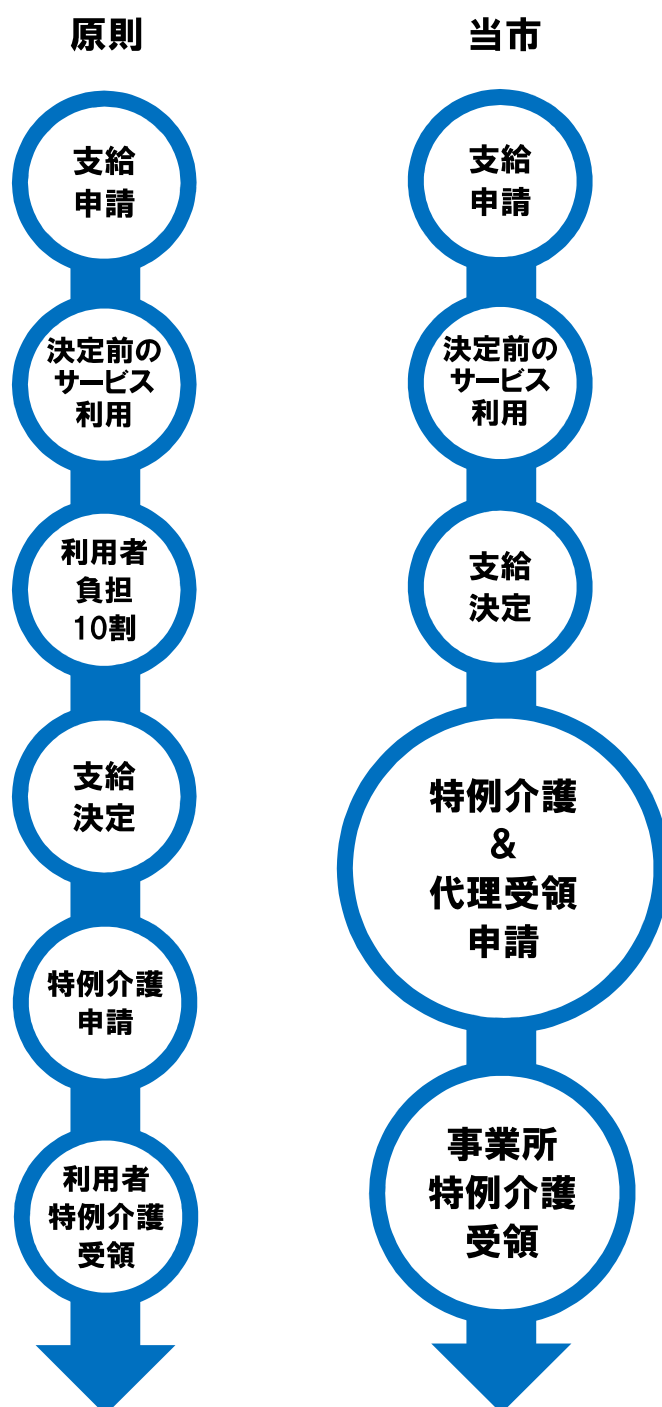
障害者総合支援法
施行規則第31条

額を証明する書類

施行規則によると、支給を受けたい特例介護給付費の金額を証明するものを添付することとされています。

本市の取扱いでは、代理受領を申請する書類と請求明細書・サービス提供実績記録票の提出を求めます。

エ 支払の流れ



オ 利用可能なサービス

支給の申請がないサービスは対象となりません。
また、申請さえあれば全サービス利用可能ですが、やむを得ず利用する必要があるサービスかどうか必ず検討します。

参考

事務処理要領
第4-1-2-(1)

カ 区分と支給量

支給決定前の支給量

支給決定前のサービス支給限度は、支給決定後の支給限度にもとづいて決まります。そのため、事業所には、見込まれる支給限度以内に収まるようにサービスを提供してもらいます。

支給決定後の支給量

月途中で支給決定した場合、支給決定後の支給量は、支給決定前のサービス提供量と合わせて1カ月あたりの支給限度を超えないように調整します。

- ① 一次判定をもとに支給限度額は30時間と見込んだ
- ② 支給決定前に20時間サービスを提供した
- ③ 月途中で支給決定を迎え30時間が限度となった
- ④ 月末までに10時間までサービス提供可能

参考

事務処理要領
第4-1-2-(2)

キ 代理受領の要件

通常の介護給付費の代理受領に要件はないので、特例介護給付費等についても要件は設けません。

ただし、代理受領利用にあたり、申請者ならびにサービス提供事業所に必ず制度の理解（2-ク）を促してください。

ク 特例介護給付費が支給されない場合

申請時に下記の事項を説明し、トラブルを未然に防ぎましょう。

負担上限額

通常の介護給付と同様、利用者負担上限額を限度として、利用者は介護給付費相当分の1割を負担します。

却下・取下

支給申請が却下もしくは取下げになった場合、特例介護給付費の支給はありません。サービス利用者はサービス提供事業所に介護給付費相当分全額を支払います。

支給限度超過

支給量の限度を超えてサービスを利用した場合、支給を超えて利用したサービスにかかる特例介護給付費又は介護給付費の支給はありません。

ケ 緊急その他やむを得ない場合の制度利用

1. 契約可能→特例介護給付等
2. 対象者に行為能力がない→措置
3. やむを得ない理由により対象者の希望に沿えない→措置

コ よくある誤解について

障害者虐待の場合、措置費であるか（特例）介護給付費であるかは、財源の違いでしかなく、必要があればどちらでも同じように行政が虐待対応を行います。似たような制度の児童虐待の場合、措置の解除は支援の打ち切りを意味しますが、よく混同されます。

障害者虐待と児童虐待の違いを説明し、必要な支援は継続することを伝え、契約可能であれば契約によるサービス利用を進めましょう。

特別支援学校 担当者 様
就労継続支援 B 型事業所 管理者 様
就労移行支援事業所 管理者 様
相談支援事業所 管理者 様

浜松市健康福祉部障害保健福祉課長
久保田 尚宏

令和 3 年度における
新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の
就労アセスメントの臨時的な取扱いについて

日頃より、当市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当市では、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 4 報）」（令和 2 年 4 月 13 日付国事務連絡）ならびに「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントについて」（令和 2 年 8 月 5 日付静岡県通知）の具体的な取扱いとして、「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントの臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 9 月 28 日付当市通知）のとおりと致しました。

令和 3 年度における当市の取扱いについては、昨今の新型コロナウイルスの状況を踏まえて、下記のとおりとご連絡いたします。

記

1. 取扱い

①令和 3 年度卒業予定者に関する就労アセスメントについては、

「新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントの臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 9 月 28 日付当市通知）のとおりといたします。

②令和 4 年度卒業予定者に関する就労アセスメントについては、

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、令和 3 年 9 月頃に取扱いを通知いたします。

2. 参考となる資料

- ①新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第4報）
（令和2年4月13日付国事務連絡）
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した特別支援学校生徒等の就労アセスメントについて
（令和2年8月5日付静岡県障害者政策課通知）
- ③本通知
- ④アセスメント実施結果連絡票
- ⑤アセスメント実施結果連絡票作成にかかる評価項目について

3. ホームページ

<①②③の掲載場所>

浜松市公式ホームページ→健康と暮らし→産業・ビジネス→福祉・介護
→障害福祉サービス事業所の皆様へ→新型コロナウイルスに関するお知らせ

<④⑤の掲載場所>

浜松市公式ホームページ→健康と暮らし→産業・ビジネス→福祉・介護
→障害福祉サービス事業所の皆様へ

4. 他自治体の取扱い

本取扱いは、当市において支給決定をする際の取扱いです。他自治体の取扱いについては、当該自治体にお問い合わせください。

【連絡先】

浜松市役所 障害保健福祉課
生活支援第2G 栗野
電話457-2863

第3 関係課からのお知らせ

I 精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは各都道府県と政令指定都市に設置されており、こころの健康や病気についての相談、知識の普及、精神障がいがある方とご家族への支援、各関係機関への技術支援などを行っている行政機関です。

せいしんほけんふくし 精神保健福祉センターを

知っていますか？

こころに関するご相談をお受けしています



- ・ひきこもりの問題を抱えているご本人やご家族
- ・依存問題（アルコール・薬物・ギャンブルなど）を抱えているご本人やご家族
- ・摂食障害を抱える方のご家族
- ・自死でご家族を亡くされた方
- ・事件や事故・災害に遭われた方
- ・突然ご家族を病気や事故等で亡くされた方
- ・がんの治療を受けられている方のご家族
- ・がんでご家族を亡くされた方



※ご相談は事前予約制です（☎053-457-2709）

当事者グループ、家族教室 つどい等も開催しています



ひきこもりや依存症を抱えるご本人のための居場所づくり



家族教室



つどい・わかちあいの会

地域社会のこころの健康づくりをすすめています



支援者や教職員を対象にした研修会の開催



小学4年生を対象にストレスとの付き合い方を学ぶ「ストレスマネジメント教室」の開催



市民を対象にした、こころの健康に関する出前講座や講演会の開催



公式キャラクターココロちゃん

精神保健福祉に関することを学びボランティア体験を行う「こころのボランティア講座」の開催

センターの取り組みをご紹介します！



いのちをつなぐ手紙

みなさんのいのちについての思いや考え・メッセージや体験などを手紙にして伝えてみませんか？手紙を通じてこころに関する相談をすることもできます。

専用の便せんを使用した場合は郵便代がかかりません



いただいたメッセージ

※お返事を希望されるご相談には返信をしています



展示・朗読会



こころのほっとライン

☎ 053-457-2195

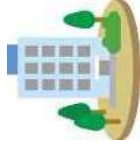
悩みがある、話をしたいけれどなかなか相談できない…そんな気持ちになったことはありませんか？
どんなささいなことでも構いません。
あなたのこころが少しでも軽くなるよう一緒に考えます。
※ 月～金 8:30～16:00（祝日・年末年始除く）



このほかにも精神保健福祉センターではさまざまな事業を実施しています。詳しい情報はホームページをご覧ください。



浜松市精神保健福祉センターでは、市民の皆さまの健康や病気についての相談、知識の普及、精神障がいがある方とご家族への支援、各関係機関への技術支援などを行っています。



浜松市精神保健福祉センター

普及啓発

精神保健福祉の知識を普及するために、講演会の開催や、精神保健福祉ボランティアの養成、パンフレットの作成・配布などを行っています。

精神保健福祉相談（来所相談・事前予約制）

ひきこもりの問題や依存問題をもつ方、犯罪や災害等の被害に遭われた方、がん患者さんご家族、ご家族を自死で亡くされた方、突然ご家族を亡くされた方のご相談をお受けしています。まずはお電話でお問い合わせください。

研修・技術援助

関係機関に対して、専門研修や技術援助を行っているほか、市民講座等への講師派遣も行っていきます。

調査研究

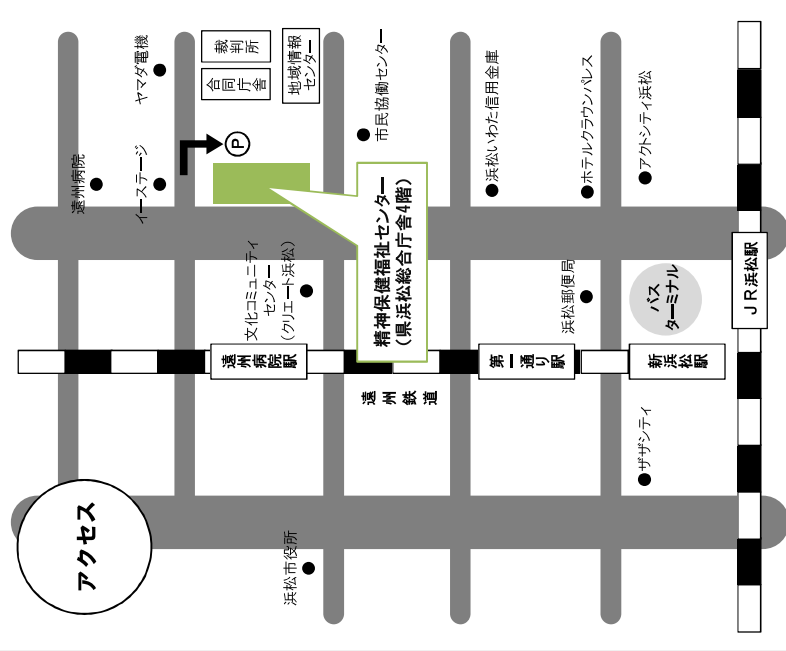
精神保健福祉行政を推進するための調査研究を行います。

精神障害者保健福祉手帳等級判定事務

自立支援医療（精神通院）支給認定事務

精神医療審査会事務局

アクセス



交通案内 ・JR浜松駅から徒歩15分

・遠州鉄道「遠州病院駅」下車 徒歩3分

・遠鉄バス「県総合庁舎」下車 徒歩1分

浜松市精神保健福祉センター

住所 〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12-1 県浜松総合庁舎4階

電話 053-457-2709

メール sei-hoken@city.hamamatsu.shizuoka.jp

H P <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

こころの
ほっと
ライン

誰にも話せず、ひとりでがんばりすぎていませんか
つらい気持ち、苦しい気持ちを話でできる相談専用電話です

☎ 053-457-2195

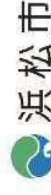
月～金 午前8時30分～午後4時 ※祝日・年末年始をのぞく

浜松市精神保健福祉センター

ご案内



ひとりじゃないよ、大丈夫。



ご本人・ご家族が、安心してお話できる場所があります



市民の方を対象に、ご相談をお受けしています（事前予約制）	対象
ひきこもりの問題を抱えているご本人やご家族	
依存問題（アルコール・薬物・ギャンブルなど）を抱えているご本人やご家族	
摂食障害を抱える方のご家族	
事件や事故・災害に遭われた方	
自死でご家族を亡くされた方	
突然ご家族を病気や事故等で亡くされた方	
がんの治療を受けられている方のご家族	
がんでご家族を亡くされた方	



■専門の相談員がお話をお伺いします。来所でのご相談のみならず、まずは初回のご相談は事前にお電話でご予約ください。

■ひきこもりとは、精神疾患が第一の原因とは考えられず、社会や家族以外の人との交流をほとんどせずに自宅にひきこもっている状態のことを指します。当センターのひきこもり相談は、概ね中学校卒業以上の方を対象としています。

ご相談は無料です。事前予約制のため、まずはお気軽にお問い合わせください。



浜松市精神保健福祉センター

053-457-2709

ご本人やご家族のためのグループや教室を開催しています	グループ・教室の名前	対象
ゆきかき（グループ活動）★		ひきこもりの問題を抱えているご本人
ひきこもり家族教室		ひきこもりの問題を抱える方のご家族
ハマープ HAMARPP（再発予防プログラム）★		依存問題を抱えているご本人
ハットジエ HATJG （ギャンブル依存症回復トレーニングプログラム）★		ギャンブル依存の問題を抱えているご本人
依存症家族勉強会★		依存問題を抱える方のご家族
摂食障害家族教室		摂食障害を抱える方のご家族
うつ病の家族教室		うつ病と診断され治療中の方のご家族
がんでご家族を亡くされた方のつどい		がんでご家族を亡くされた方
自死遺族わかちあいの会		自死でご家族を亡くされた方

★ゆきかき・ハマープ・ハットジエ・HAMARPP・HATJG・依存症家族勉強会は、来所相談をされている方が対象です。

■上記のほかに、ご家族を対象とした座談会やサロンも開催しています。開催については、広報はままつ・浜松市ホームページ等でご案内しています。お気軽にお問い合わせください。

その他の事業

講演会・研修会等
市民を対象とした講演会やボランティア講座、関係機関職員を対象とした研修会等を開催しています。また、児童を対象としたメンタルヘルスの教室も実施しています。

いのちをつなぐ手紙事業

「いのちをつなぐ手紙」の専用便せんにて、相談を受け付けています。また、メッセージとしていただいたお手紙や小学生からのメッセージをラジオ放送やホームページ、冊子にてお伝えしています。



ここほらちゃん

第3 関係課からのお知らせ

Ⅱ 建築行政課

児童福祉施設等における 建築基準法の運用について

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課
建築確認検査グループ
TEL 053-457-2472



1. 確認申請について

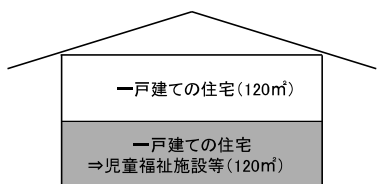
・施設を新築、増築等を行う場合に、建築物が建築基準法関係規定に適合しているか、市や民間の確認検査機関に確認してもらう手続きのこと。

建築基準法の確認を受けないと・・・
・建物の使用禁止 ・大規模な是正工事 が必要となることがあります！

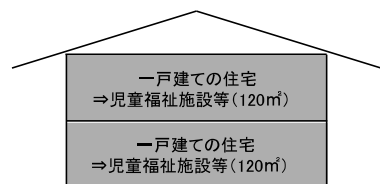
・既存の建築物の用途を変更し、児童福祉施設等を営業する場合においても、用途を変更する面積が200㎡を超える場合には、用途変更の確認申請が必要となります。
(※令和元年6月25日、法令改定により基準が変わりました。)

**確認申請が不要な場合であっても、建築基準関係規定を遵守する必要があります！
まずは建築士に相談を！**

(例)  用途変更部分



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えないため、
申請不要
※建築基準関係規定は
遵守する必要があります



今回用途変更部分の床面積が
200㎡を超えるため、
申請必要

2. 児童福祉施設等に必要な設備の例



・「児童福祉施設等」には、安全に避難するために規模等に応じて防火や避難に関する様々な設備が必要となります。

○排煙設備

火災時に発生する有毒な煙を排出して、避難経路を確保するのが排煙設備です。
排煙設備は、窓による自然排煙設備と、ファンにより煙を排出する機械排煙設備があります。

○防火上主要な間仕切壁

火災時に安全に避難できること、火災の急激な拡大を抑えること等を目的に一定単位ごとの区画及び避難経路とその 他の部分との区画をする壁のことです。

○非常用照明

災害時に停電しても避難活動を可能にするために、取り付けられる非常用照明器具です。
非常用照明は、停電の際、自動的に非常電源に切り替わり点灯します。

○防火戸

火災時に発生する有毒な煙や炎を遮断し、避難経路を確保するのが防火戸です。
常時閉鎖式防火戸と煙や熱を感知して閉鎖する随時閉鎖式防火戸があります。

○階段寸法

2階以上の部分を児童福祉施設等(2階以上の部分を事務室等)として使用する場合には、利用者が安全に避難できるようにするために、緩やかで昇降しやすい階段が必要となり、大規模な改修工事が伴う場合があります。



(バッテリー内蔵式非常用照明装置の例)



(常時閉鎖式防火戸の例)




(自然排煙設備の例)



(防火上主要な間仕切壁の例)

建築基準法第12条に基づく 定期報告制度のお知らせ

問い合わせ先
都市整備部 建築行政課 
担当 建築安全グループ
TEL 053-457-2473

1. 概要

・政令(国)及び特定行政庁(浜松市)が定める建築物の所有者又は管理者は、当該建築物及び建築設備等を定期的に資格者※に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁(浜松市長)に報告しなければなりません。【建築基準法第12条第1項及び第3項】

※資格者…一級建築士、二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員

・定期報告をすべきである建築物の報告義務を怠った場合や、虚偽の報告を行った場合は、罰則の対象(百万円以下の罰金)となります。【建築基準法第101条第1項第二号】

定期報告は、所有者・管理者の義務です！

2. 定期報告の種類

定期報告の種類は、以下の4つです。

- ・特定建築物(敷地・建物全体の調査)
- ・建築設備(換気設備・排煙設備・非常用の照明装置の検査)
- ・防火設備(随時閉鎖式の防火扉・防火シャッター等の検査)
- ・昇降機等(エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等)

3. 対象用途・規模・報告時期等

■特定建築物・建築設備・防火設備…下表による



対象用途	規模		報告年・時期
児童福祉施設等 (通所施設を除く)	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	①3階以上にあるもの(100㎡超)	特定建築物: 西歴奇数年度 (8月1日～11月30日)
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの(100㎡超)	
	浜松市による指定	④対象用途の床面積の合計が300㎡を超えるもの	建築設備、防火設備: 毎年 (8月1日～11月30日)
共同住宅、 寄宿舎	国による指定 (対象用途部分が避難階のみにあるものは対象外)	①3階以上にあるもの(100㎡超)	毎年 (8月1日～11月30日)
		②2階の対象用途の床面積の合計が300㎡以上	
		③地階にあるもの(100㎡超)	

※ 該当する対象用途の床面積が200㎡以下の場合、上表の規模に関わらず、対象外です。

※ 防火設備の定期報告については、上表の規模に関わらず、対象用途の床面積が200㎡超の建築物も対象です。

■昇降機等…<対象用途、規模> 全ての建築物
<報告年・時期> 毎年(検査済証の交付日前後30日まで)

(参考).対象用途について

【児童福祉施設等】…①児童福祉施設、②幼保連携型認定こども園、③助産所、④身体障害者社会参加支援施設、⑤保護施設、⑥婦人保護施設、⑦老人福祉施設、⑧有料老人ホーム、⑨母子保健施設、⑩障害者支援施設、⑪地域活動支援センター、⑫福祉ホーム、⑬障害福祉サービス事業の事業所

【共同住宅、寄宿舎】…①サービス付高齢者向け住宅、②認知症高齢者グループホーム、③障害者グループホーム

第3 関係課からのお知らせ

Ⅲ 消防局予防課

1 日常の管理について

- (1) 建物火災の主な出火原因は、コンロ、ストーブ、たばこに関するものが多いため、喫煙ルールの徹底及び火気を使用する機器の特性を理解し、適切な取扱いをしてください。
- (2) 階段、避難口等に物が置かれていると、有事の際に避難できないばかりか、火災が発生した場合に、延焼拡大するおそれがありますので、これらの避難施設を適正に維持管理してください。

2 消防用設備等の設置及び維持管理について

消防用設備等を正しく設置するとともに、有事の際に確実に使用できるよう、定期的な点検により適切に維持管理をしてください。

3 消防訓練について

火災等の災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、定期的な訓練の実施が重要です。特に従業員の少ない夜間を想定した訓練を実施するとより効果的です。

また、訓練実施後には良かった点や反省点を確認して、以後の訓練に活かすようにしてください。

4 火災発生時の対応について

万が一、火災が発生した場合には迅速な対応が必要です。

被害を最小限に抑えるため、避難誘導、初期消火、消防機関へ通報など、日頃から火災時の初動対応を確認しておきましょう。

防災物品について

問い合わせ先
消防局予防課
担当 査察・違反是正グループ
TEL 053-475-7542



消防法により社会福祉施設等で使用するカーテン、じゅうたん等は、一定基準以上の防災性能を有する防災物品でなければなりません。

防災物品の種類	規制対象となるもの
カーテン、布製ブラインド	すべて
のれん	下げ丈1メートル以上のもの
じゅうたん等の敷物	2平方メートル以上のもの

防災の表示について



防災物品として、防災性能を有する旨の表示は下図のとおりです。

カーテン、じゅうたん等を購入する場合は、この表示を確認してください。

